

『C.M.HARBOR』利用規約

この利用規約(以下、「本規約」といいます。)、株式会社フォトロン(以下、「当社」といいます。))が提供する CM オンラインサービス『C.M.HARBOR』(以下、「本サービス」といいます。))の利用条件を定めるものです。利用申込会社(以下「利用会社」といいます。))には、本規約に従って、本サービスをご利用いただきます。

第1条(定義・適用)

「本サービスの目的」とは、利用会社が本サービスを利用し放送局へファイル化されたCMの納品(以下「CMファイル納品」)を行うこととをいう。

「管理者」とは、利用会社が選出した本サービスに於いてユーザー登録の権限を持つ者のことをいう。「利用ユーザー」とは、管理者によって本サービスに登録された者のことをいう。

本規約は、利用会社と当社との間の本サービスの利用に関わる一切の関係に適用されるものとします。

第2条(契約の目的)

1. 利用会社は、本サービスおよび本サービスに付随するサービス(以下総称し「本サービス等」)を利用し、その対価として本サービス等の利用料金(以下「本サービス利用料金」)を当社に支払う。

2. 当社が本サービス等の円滑な運用を図るために作成する個別の契約(以下「個別契約」)は、本規約と一体のものとして1つの契約を構成する。ただし、個別契約に定める事項と本規約に定める事項が異なる場合には、個別契約の規定が本規約に優先する。

3. 利用会社は、本サービス等を利用するにあたり、本規約条項および個別契約に同意するものとする。

第3条(本サービス内容)

1. 一般財団法人日本広告業協会が策定した、CM オンライン運用に関する仕様に準拠した機能を本サービス上で提供する。

2. 株式会社 EDI センター(以下「EDI」)が提供する仕様に基づき、本サービスと EDI が提供するテレビ CM オンライン送稿システム『CMDDeCo』とをシステム連携させるものとする。

3. CM ファイル納品を行う際に、受入放送局側で必要となる回線を自己の費用において準備する。

4. 放送局にCMファイル納品された当該CMファイルデータを納品日から2年間無償で保管する。ただし、利用会社がCMファイルデータを削除した場合はその限りではない。また、利用会社からの依頼があった場合は、無償保管期間経過後も別途個別契約等で定める料金を当社がCMファイルデータを保管する。

第4条(本サービス利用条件)

1. 利用会社は、本サービスを利用するにあたり、管理者を最低1名選出するものとし、当社所定の手続に則り企業登録と管理者登録を行うことにより、本サービスの利用を申請するものとする。

2. 利用会社は、自己の費用と責任において、本サービスの提供を受けるために必要な機器、ソフトウェア、通信回線等(以下、総称して「利用会社の設備」)を整備し、利用会社の設備および本サービスの利用のための環境を維持するものとする。

3. 本サービスの利用可能地域は、日本国内とする。

第5条(保守体制)

1. 本サービスの通常営業・保守対応時間は、当社の指定休日を除く平日の10:00～18:00とし、利用会社は当社が予め規定した連絡手段(メール、電話、FAX等)を以て当社に連絡を行うものとする。

2. 緊急時の対応として、通常営業・保守対応時間外の提供を利用会社が希望する場合は、別途個別契約等にてその提供条件を定めるものとする。

第6条(本サービス利用料金と支払い)

1. 本サービス[等]の利用の対価および支払方法は、個別契約書等に定めるものとする。

2. 本サービス利用[等]の対価について変更が生じた場合、利用会社と当社の協議の上、当社は利用会社に書面にて通知する。

3. 利用会社が第1項に基づき本サービス[等]の対価を支払う義務がある場合において、当該支払がなされない場合には、利用会社は、当社に対し、支払期日の翌日から支払済みで年14.6%の割合による遅延損害金を支払う義務を負う。

第7条(禁止事項)

1. 利用会社または利用会社が登録した利用ユーザーは、本サービスを利用するにあたり、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

- ① 本サービスを、本サービスの目的以外で利用やアクセスする行為
- ② 本サービスの一部を複製、改変、翻訳し、2次の著作物を作成する行為
- ③ 本サービスのIDを第三者に譲渡、質入、貸与する行為
- ④ 本サービスを利用して作成したCMファイルを他のサービスを利用して放送局へ納品する行為
- ⑤ リバースエンジニアリング、リバースコンパイル、またはディスアセンブリを行う行為
- ⑥ 当本サービス利用会社、その他第三者、または当社に、不利益、損害を与える行為
- ⑦ 他のおよび本サービスの信用を毀損するよう行為
- ⑧ コンピュータウイルスなど、有害なプログラム等を送信または書き込む行為
- ⑨ 当社または第三者の著作権、登録商標等の知的財産権を侵害する行為、またはその恐れがある行為
- ⑩ 法令に違反し、または違反する恐れのある行為
- ⑪ その他、当社が不適当と判断する行為

第8条(本サービスの停止)

1. 当社、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を一時的に中断することができる。

- ① 本サービス用設備、通信回線等の定期点検、仕様の変更(バージョンアップを含む。)がある場合。ただし、この場合、当社は利用会社に対し中断実施の1ヶ月前までに書面にて当該中断の通知を行うものとする
- ② 当社が提供する設備の故障等やむを得ない事由がある場合
- ③ 第一種電気通信事業者が電気通信サービスの提供を中断することにより、本システムサービスの提供を行うことが困難になった場合
- ④ 停電、火災、ストライク、労働争議、またはその他の産業妨害、自然災害、不可避的な事故、法令、行政指導、行政処分、裁判所の命令、内乱、暴動、疫病その他の当社の支配を超える原因により本サービスの提供を行うことが困難になり、または困難となるおそれがある場合
- ⑤ 当社が、本サービスが不正に利用されている。またはその恐れがあると判断した場合
- ⑥ 利用会社または利用会社が登録した利用ユーザーが前条の禁止事項を行った場合
- ⑦ その他、当社が必要と判断する場合。

第9条(個人情報管理)

1. 利用会社は、当社による本サービスの運営に必要な範囲内で、管理者および利用ユーザーの個人情報を正確かつ最新の状態に保つ努力をする。

2. 当社は、個人情報の漏洩および滅失の防止、その他個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

3. 当社は、個人情報の安全管理のために、個人情報を取り扱う従業員に対して必要かつ適切な監督を行う。

4. 当社は、本サービスの運営に関し、保存する必要がなくなった個人情報を速やかに破棄または削除するものとする。

5. 当社は、個人情報の取扱いの全部または一部を当社以外の者に委託するときは、委託契約において、個人情報の安全管理について受託者が講ずべき措置を明らかにし、受託者に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

6. 当社は、あらかじめ利用会社の同意を得ることなく、取得した個人情報を第三者に提供しないものとする。ただし、次の各号の場合を除く。

- ① 法令に基づく場合
- ② 第三者の生命、身体または財産の保護のために必要があると当社が判断した場合

第10条(秘密情報の取扱い)

1. 本規約に基づく業務遂行のために一方の当事者(以下、開示者)が相手方(以下、受領者)に開示する技術上、または営業上、その他業務上の秘密に該当する情報を「秘密情報」といい、受領者は第三者に開示または漏洩してはならない。

2. 前項の定めにかかわらず、次の各号のいずれか一つに該当する情報については秘密情報には該当しないものとする。

- ① 受領者が秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
 - ② 受領者が秘密保持義務を負うことなく正当な権限を有する第三者から正当に入手した情報
 - ③ 開示者が自ら提供を受けた情報によらず、受領者が独自で得た情報
 - ④ 受領した時点で公知であり、または受領後に受領者が本契約に違反することなく、かつ、受領の前を問わず公知となった情報
3. 第1項の定めにかかわらず、受領者は事前に開示者の書面による承諾を受けることにより、秘密情報を第三者へ開示することができる。なおまた、法令の定めに基づきまたは権限ある官公署から開示の要求

強制があった場合は、当該法令の定めに基づく開示先に対し秘密情報を開示することができる。この場合は、直ちに相手方に対して秘密情報を開示する旨の通知を行わなければならない。

4. 受領者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

5. 受領者は、秘密情報について、本契約の目的の範囲のみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要となるときは、事前に開示者から書面による承諾を受けるものとする。

6. 受領者は、秘密情報を本契約の目的のために知る必要がある各自の役員および従業員に限り開示するものとし、本契約に基づき受領者が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員および従業員に退職後も含め課すものとする。

第11条(契約期間)

本契約の有効期限は本契約締結日より1年間とする。ただし、利用会社、当社当事者の一方から相手方に対する書面による更新拒絶の意思表示がない限り、契約期間は更に1年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。ただし、本契約終了時点においてなお有効な個別契約が存在する場合は、当該個別契約に限り本契約は有効に存続する。

第12条(外部委託)

当社は、本サービスまたは本サービスに付随するサービスに関する業務の一部または全部を第三者に委託することができるものとする。

第13条(登録情報の変更)

利用会社は、利用会社の登録情報に変更が発生した場合は、速やかに変更の手続を行わなければならない。これを怠ったことにより利用会社に不具合が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとする。

第14条(バックアップ)

利用会社は、本サービスにおいてサーバ上に伝送、保管するデータ等について、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとする。

第15条(免責)

当社は、次の各号について一切の責任を負わないものとする。

- ① 利用会社の設備等、利用会社の利用環境に起因する一切の不具合
- ② 合法性、道徳性、信頼性、正確性等と利用会社が本サービスにアップロードしたデータ内容に起因する問題
- ③ 電気通信事業者に起因する、第3条3項に基づき当社が準備した回線の不具合や納期遅延
- ④ EDIが提供するテレビCMオンライン送稿システム『CMDDeCo』に起因する不具合
- ⑤ 一般財団法人日本広告業協会が策定した、CMオンライン運用に関する仕様に関する不具合
- ⑥ コンピュータウイルスによって生じた損害
- ⑦ 通常の注意をもってしても防衛できない不正アクセスまたは通信経路上での傍受
- ⑧ 第三者の製造するハードウェア、ソフトウェアによって生じた損害
- ⑨ 本サービス[等]を利用することにより利用会社と第三者との間で生じた紛争および損害

第16条(反社会的勢力の排除)

1. 利用会社および当社は、相手方に対し、自らおよびその主要な出資者、役員もしくは実質的に経営に関与する者または重要な地位にある従業員等(以下、総称して「役員員等」という。))が、次の各号のいずれかに定める者(以下「反社会的勢力」という。))に該当していないこと、かつ将来にわたって当該しないことを表明し保証する。

- ① 暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業または本項各号に定める者が出資者もしくは業務執行について重要な地位にある団体もしくはこれらの団体の構成員
- ② 絵画屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員
- ③ 暴力団または暴力団の構成員と密接な関係を有する者
- ④ 前各号に準ずる者

2. 利用会社および当社は、相手方に対し、現在かつ将来にわたって、次の各号のいずれかに該当しないことを表明し保証する。

- ① 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること
- ② 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- ③ 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、反社会的勢力を利用してと認められる関係を有すること
- ④ 自己または役員員等が反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- ⑤ その他自己または役員員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること

3. 利用会社および当社は、相手方に対し、自らまたは第三者をして次の各号のいずれかに該当する行為および当該するおそれのある行為を行わないことを誓約する。

- ① 暴力的な要求行為
- ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
- ③ 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為
- ④ 風説を流布し、偽計または威力を用いて、相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- ⑤ 反社会的勢力が役員員等となり、または前項各号に該当する行為
- ⑥ その他前各号に準ずる行為

4. 利用会社および当社は、本条第1項および第2項に規定する表明および保証事項が虚偽もしくは不正確となる事由が判明もしくは発生し、もしくは発生すると合理的に見込まれる場合、または前項に規定する誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、通知、催告その他の手続を要することなく、また本契約に定める契約期間を待たず直ちに、本契約の全部または一部を解除し、あるいは本サービスの中断、利用の停止、本サービスの内容の変更、本サービスを廃止することができるものとする。

5. 利用会社および当社は、本条による本サービス契約の解除、本システムサービスの中断、利用の停止、本サービスの内容の変更、本サービスの廃止によって相手方に損害が発生した場合でも、その一切の責任を負わないものとする。

第17条(契約解除)

1. 利用会社および当社は、相手方に対し、3か月前までに事前に書面にて通知することにより、本契約の全部または一部を解除することができる。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じたときは、相手方に通知することなく本契約の全部または一部を直ちに解除することができる。

- ① 差押え、仮差押え、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受け、または会社更生手続および民事再生手続の開始、破産もしくは競売を申し立てられ、または自ら会社更生手続、民事再生手続の開始もしくは破産申立てをしたときまたは第三者からこれらの申立てがなされたとき
- ② 資本減少、営業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき
- ③ 公租公課の滞納処分を受けたとき
- ④ その他前各号に準ずる信用の悪化と認められる事実が発生したとき
- ⑤ 第8条に違反したとき

2. 利用会社は、前項により本契約を解除された場合には、相手方に対する一切の金銭債務につき期限の利益を喪失し、直ちに弁済するものとする。

第18条(損害賠償)

利用会社および当社は、本契約に違反して相手方に損害を与えたとき、現実には被った直接かつ通常の損害に限り、その損害を賠償するものとする。ただし、当社の賠償額は、利用会社が当社に支払った料金の額を上限とする。

第19条(権利の譲渡禁止)

利用会社および当社は、互いに相手方より事前に記名押印した書面による同意を得ることなく、本契約上の地位を第三者に承継させ、または本契約から生じる権利義務の全部もしくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせしめしは担保に供してはならない。

ただし、当社が本サービスおよび本サービス等を、当社もしくは当社の関連会社に事業譲渡する場合はその限りではない。

第20条(準拠法)

本サービスの準拠法は日本法とする。

第21条(合意管轄)

本契約につき裁判上の争いとなったときは、東京地方裁判所を第一審の合意管轄裁判所とする。

第22条(存続条項)

第6条第3項、第10条、第11条、第15条、第16条、第18条、第20条、第21条、本条、および第23条は、本契約の終了後も引き続き有効とする。

第23条(協議事項)

本契約に定めのない事項または疑義が生じた場合には、利用会社および当社は、信義誠実の原則に従い協議して、円滑に解決を図るものとする。

以上

